

出雲市原子力安全顧問の委嘱について

1. 目的

本市が実施する平常時及び緊急時における原子力災害の防災対策、本市に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、平成 2 7 年 9 月から出雲市原子力安全顧問を委嘱しています。

この度、顧問の任期満了に伴い、下記のとおり顧問を委嘱します。

2. 顧問名簿（五十音順）

専門分野	名前（ふりがな）	所属・職名	備考
核燃料リサイクル工学	赤塚 洋 (あかつか ひろし)	東京工業大学 科学技術創成研究院 先導原子力研究所 准教授	新規
強震動地震学	香川 敬生 (かがわ たかお)	鳥取大学大学院 工学研究科 教授	再任
放射線医学	清 哲朗 (せい てつろう)	医療法人 岡山画像診断センター 副院長	再任
放射線安全管理工学	高橋 知之 (たかはし ともゆき)	京都大学 原子炉実験所 准教授	再任
原子力防災 リスクマネジメント	野口 和彦 (のぐち かずひこ)	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授	再任
原子炉物理学	橋本 憲吾 (はしもと けんご)	近畿大学 原子力研究所 教授	再任

3. 委嘱期間について

平成 2 9 年 9 月 1 日～平成 3 1 年 8 月 3 1 日（2年間）

4. 出雲市原子力安全顧問の欠格事項等に係る自己申告状況について

顧問の中立公正性及び透明性を適切に確保するため、顧問の欠格事項等を定め、委嘱を行う際には出雲市原子力安全顧問設置要綱第 5 条により、自己申告調査を行うこととしています。その結果は【別表 1】とおりです。

【別表 1】 出雲市原子力安全顧問の欠格事項等に係る自己申告状況について

欠格事項			
顧問氏名	①委嘱日の直近 3 年間に原子力事業者等（※1）又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他の従業者であったか	②委嘱日の直近 3 年間に原子力事業者等で組織する団体（※2）の役員又は使用人その他の従業者であったか	③委嘱日の直近 3 年間に同一の原子力事業者等から、個人として、年間 50 万円以上の報酬等を受領していた者であったか
赤塚 洋	非該当	非該当	非該当
香川 敬生	非該当	非該当	非該当
清 哲朗	非該当	非該当	非該当
高橋 知之	非該当	非該当	非該当
野口 和彦	非該当	非該当	非該当
橋本 憲吾	非該当	非該当	非該当

情報公開事項		
顧問氏名	①申告日の直近 3 年間(再任の場合は、申告日の属する年度の 4 月 1 日から申告日までの間)に当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額	②申告日の前直近 3 年間(再任の場合は、申告日の属する年度の 4 月 1 日から申告日までの間)にその所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
赤塚 洋	非該当	九州電力株式会社 1 名
香川 敬生	非該当	非該当
清 哲朗	非該当	非該当
高橋 知之	非該当	非該当
野口 和彦	非該当	非該当
橋本 憲吾	非該当	非該当

※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

※2 「原子力事業者等で組織する団体」とは、電気事業連合会や一般財団法人電力中央研究所などをいう。